

第38回

「ゼロ災55」無災害運動

運動期間 令和8年11月7日(土)～12月31日(木)の55日間

【令和8年度スローガン】

見逃すな 慣れと油断とルール無視
指差呼称でゼロ災55 ゴーゴー

※本スローガンは (株)明治製作所 高力 靖 氏の作品です。

令和8年度(第38回)「ゼロ災55」無災害運動実施要綱(抄)

ゼロ災55「6つの柱」

- ・ 墜落・転落災害防止対策の推進
- ・ 転倒や腰痛を含む行動災害防止対策の推進
- ・ はさまれ・巻き込まれ災害防止対策の推進
- ・ 交通労働災害防止対策の推進
- ・ エイジフレンドリー指針による取組の推進
- ・ 健康確保対策の推進

労働災害防止団体等の実施事項

- ・ 本運動の広報
- ・ 関係事業場への実施事項の周知
- ・ 事業場の実施事項に関する指導援助
- ・ 関係事業場に対する安全衛生パトロールの実施
- ・ 安全衛生教育の実施促進

労働局・労働基準監督署の実施事項

- ・ 本運動の広報
- ・ 安全衛生パトロール、安全衛生講習会等の実施
- ・ 労働災害防止団体等が行う災害防止活動に対する指導援助

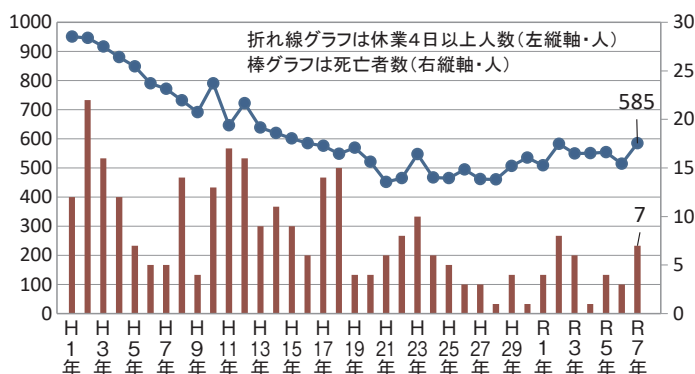
事業場の実施事項

- ・ 経営トップによる職場安全衛生パトロールの実施
- ・ 安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、産業医等安全衛生担当者の職務励行
- ・ 安全朝礼、作業開始前ミーティングの実施
- ・ 安全衛生旗の掲揚、「ゼロ災55」スローガンの掲示、「ゼロ災55」リーフレットの活用等による安全衛生意識の高揚
- ・ 安全「見える化」ととり運動への取組の実施
- ・ 危険性・有害性の調査(リスクアセスメント)によるリスクの評価及びこれに基づく安全衛生対策の実施
- ・ 5S(整理・整頓・清掃・清潔・しつけ)活動、危険予知活動の推進と活性化
- ・ 建設機械、荷役運搬機械を用いた作業における作業計画の作成と労働者への周知
- ・ 積雪・凍結時における転倒災害防止等安全対策の徹底
- ・ 定常・非常作業における作業手順見直し
- ・ 交通危険予知訓練等の交通労働災害防止対策の実施
- ・ 高齢者の特性や、健康・体力の状況に配慮・対応した職場環境の改善
- ・ 効果的な安全衛生教育の実施
- ・ 心の健康づくり計画の策定とストレスチェックの実施
- ・ 健康診断と事後措置の実施
- ・ 長時間労働者に対する医師による面接指導及び必要な就業上の措置等の実施
- ・ 年末年始無災害運動の推進大会等の実施

主唱:鳥取労働局 鳥取・米子・倉吉労働基準監督署

協賛:鳥取県労働基準協会及び東部・西部・中部支部
建設業労働災害防止協会 鳥取県支部
鳥取県木造家屋等低層住宅建築工事安全対策委員会
陸上貨物運送事業労働災害防止協会 鳥取県支部
林業・木材製造業労働災害防止協会 鳥取県支部
鳥取県採石協会
建設荷役車両安全技術協会 鳥取県支部
労働者健康安全機構 鳥取産業保健総合支援センター
日本労働安全衛生コンサルタント会 鳥取支部
鳥取県建設工事関係者労働災害防止連絡会議

労働災害による被災者数の推移(コロナ除く)



ゼロ災55 「6つの柱」

1 墜落・転落災害防止対策の推進

令和7年に発生した休業4日以上労働災害（新型コロナウイルス感染症によるものを除く。以下「死傷者数」という。）における墜落・転落災害は94人で死傷者数全体の16.1%を占め、転倒災害に次いで多く発生しました。業種別では運輸交通業が最も多く、続いて建設業、製造業の順で多くなりました。

また、起因物についてみると、「仮設物・建築物・構築物」が最も多く、次いで、「物上げ装置・運搬機械」、「その他の装置」と続きます。具体的には「仮設物・建築物・構築物」では階段が、「物上げ装置・運搬機械」ではトラックが、「その他の装置」でははしご・脚立が大部分を占めています。

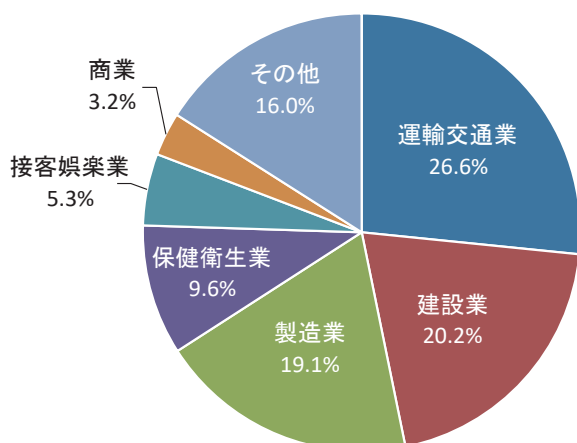
【墜落・転落災害防止対策】

皆様に積極的に取り組んでいただきたいこと

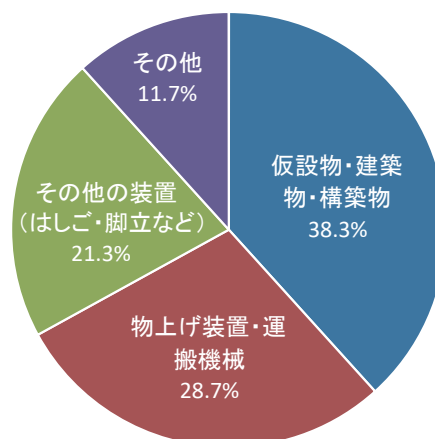
- ・ 墜落・転落のおそれのある箇所への囲い、手すり等の設置、フルハーネス型墜落制止用器具の確実な使用
- ・ はしご・脚立等の安全な使用の徹底等の実施
- ・ 墜落・転落災害防止に関するリスクアセスメントの実施
- ・ 墜落・転落のおそれのある作業での保護帽の着用の徹底
- ・ トラック荷台からの墜落・転落防止対策の徹底



業種別の割合



起因物別の割合



2 転倒や腰痛を含む行動災害防止対策の推進

令和7年における死傷者数のうち「転倒」によるものは183人で、死傷者数全体の31.3%を占めています。また、平成27年に比べて66.4%の増加となっています。

同様に「動作の反動・無理な動作（腰痛、ねんざ等）」によるものは70人で、死傷者数全体の12.0%を占めており、平成27年と比べて112.1%の増加となっています。

皆様に積極的に取り組んでいただきたいこと

【転倒予防対策】

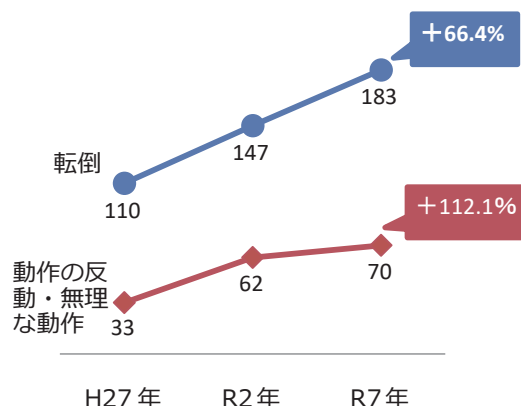
- ・ 転倒災害が増加！
転倒災害のない職場づくりをお願いします

【腰痛予防対策】

- ・ 職場における腰痛で悩んでいませんか？
（厚生労働省 HP）



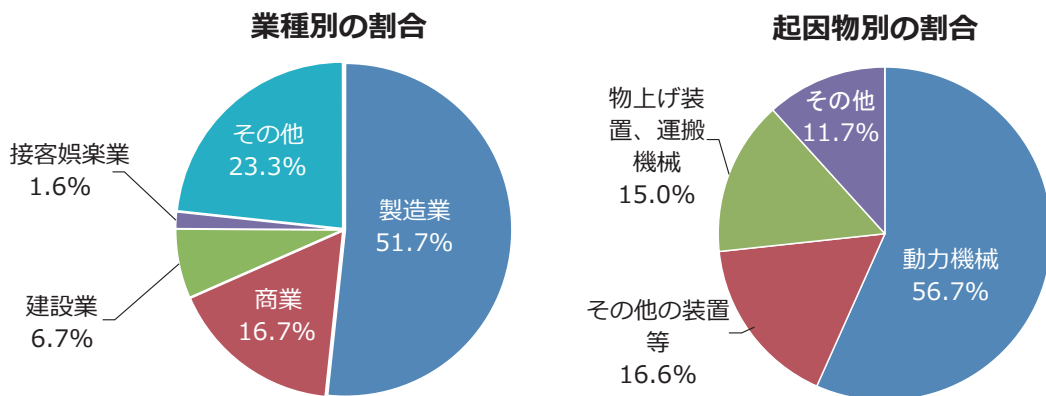
「転倒」災害、「動作の反動・無理な動作」災害の推移



3 はさまれ・巻き込まれ災害防止対策の推進

令和7年における死傷者数のうち「はさまれ・巻き込まれ」によるものは60人で、死傷者数全体の10.3%を占めました。業種別では製造業が最多で、はさまれ・巻き込まれ災害の51.7%を占めました。また、起因物別では、加工機械、建設機械などの「動力機械」が56.7%、人力運搬機などの「その他の装置等」が16.7%を占めました。

災害防止対策として、機械の回転部等へのカバーの設置、自動運転の機械の可動部への立入禁止、回転部分や刃部を清掃する際の機械停止の励行・徹底、共同作業時の合図の徹底、運転者・操作者からの死角の安全確認等により作業を行う必要があります。

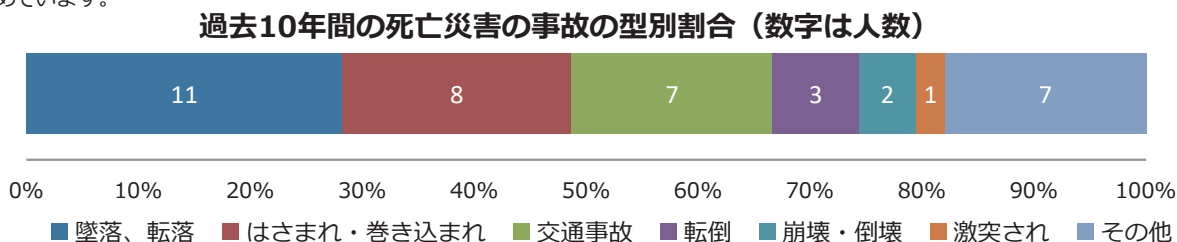


4 交通労働災害防止対策の推進

令和7年における死傷者数のうち「交通事故」によるものは29人（内、死亡1人）で死傷者数全体の5.0%を占めました。内訳は、商業の6人（20.7%）が最も多く、次いで運輸交通業及び建設業の5人（17.2%）となりました。また、過去10年間（平成28年～令和7年）の死亡労働災害を事故の型別で分類すると、交通事故が7人（19.0%）で、墜落、転落、はさまれ・巻き込まれに次ぎ多く発生しています。

交通労働災害の防止のためには、組織的に安全運転、交通法規の遵守等の気運を高めるための取組が重要です。

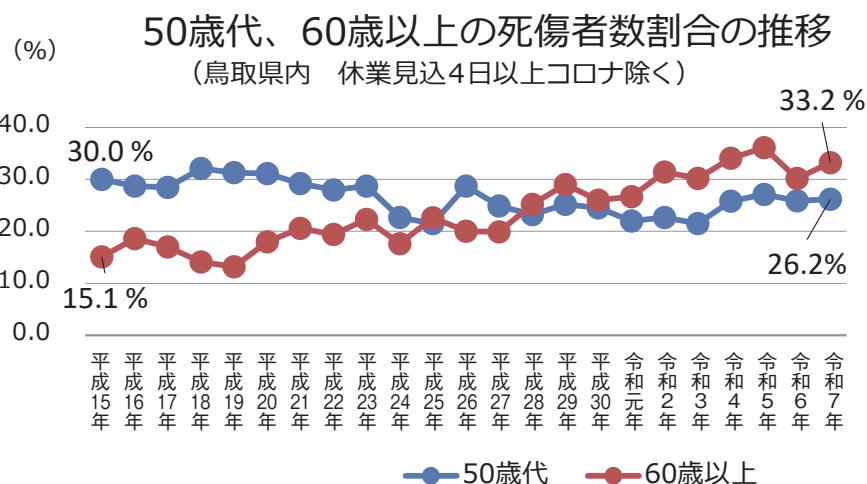
※「交通労働災害防止のためのガイドライン」では、安全衛生管理体制の確立・適正な労働時間管理・安全教育の実施・安全意識の高揚対策の実施などを求めています。



5 エイジフレンドリー指針による取組の推進

鳥取県内の事業場から提出される労働者死傷病報告の集計結果によると、労働災害による休業4日以上死傷者数のうち、60歳以上の労働者が占める割合は近年増加傾向にあり、令和7年においては33.2%となり、平成15年の15.1%から18.1ポイント増加しています。

労働安全衛生法の改正により、令和8年4月1日から、高齢者の労働災害防止を図るために必要な措置を講ずることが努力義務となり、エイジフレンドリー指針が示されました。



【エイジフレンドリー指針(高齢者の労働災害防止のための指針)について】

この指針は、高齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理等、高齢者の労働災害の防止を図るために事業者が講ずるよう努めなければならない措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため定めたもので、事業者に対し、①安全衛生管理体制の確立等、②職場環境の改善、③高齢者の健康や体力の状況の把握、④高齢者の健康や体力の状況に応じた対応、⑤安全衛生教育の実施を求めています。また、高齢者は、自らの身体機能等の低下が労働災害リスクにつながり得ることを理解し、労使の協力の下で取組を進めることが必要です。

厚生労働省HPでは、エイジフレンドリー指針の詳細のほか、補助金などの情報も掲載していますので、ご確認ください。



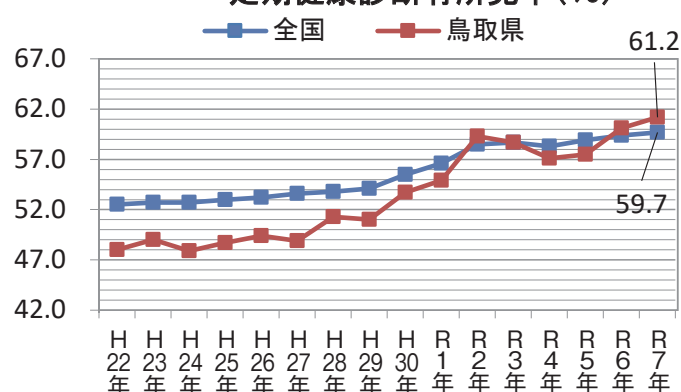
6 健康確保対策の推進

労働安全衛生法では、事業者は常時使用する労働者を雇い入れる際に「雇入れ時の健康診断」を、また雇入れ後は1年以内ごとに1回、有害業務等一定の業務に従事する労働者には6月以内ごとに1回、「健康診断」を行うこととされています。令和7年の鳥取県内における定期健康診断有所見率は61.2%でした。

健康診断実施後の措置をお願いします。

- ① 健康診断の結果、所見がある労働者については、健康保持に必要な措置について医師の意見を聴き、その意見を健康診断個人票に記載すること
- ② 事業者は医師の意見を勘案し、必要がある場合は、労働者の意向を踏まえた上で、作業の転換、労働時間の短縮など就業上の措置を講ずること
- ③ 健康診断の結果、特に健康の保持が必要と認められる労働者に対して医師又は保健師による保健指導を行うよう努めること

定期健康診断有所見率(%)



労働安全衛生法の改正により、令和10年4月1日から労働者数50人未満の事業場にもストレスチェックの実施が義務付けられます。

安全「見える化」とっとり運動

安全の「見える化」は、職場に潜む危険や安全衛生情報を写真や注意書きなどにより「目に見える形」にする効果的な安全衛生活動の取組です。

①危険を防止するための「見える化」

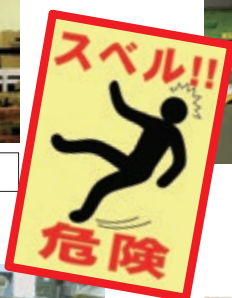
見えない危険を絵や文字で「見える化」することで、現場の労働者の自らの気づきを促します。



階段下り口の表示



積み上げ高さの制限



②安全衛生情報の「見える化」

ルールなどの情報を「見える化」することで、作業を安全で合理的に行うことができます。



安全通路の明示

③安全衛生活動の「見える化」

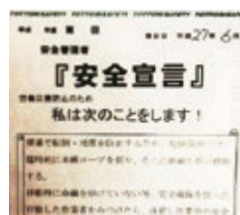
安全衛生活動を「見える化」することで、安全衛生レベルが上がります。



禁止事項の掲示



機械設備に貼られた注意事項



「安全宣言」の周知



5Sの徹底の呼びかけ